

グローバル知財戦略フォーラム2021

オープンイノベーション時代の知財契約条項の新たな潮流

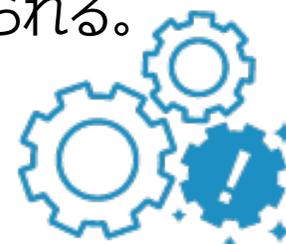
2021年1月25日

企業間取引契約に関する知財問題の提起 ～公正取引委員会報告書（令和元年6月）

- 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表。
- 製造業者3万社に対する書面調査を実施し、**15,875社**が回答。ヒアリング調査の結果と併せて、**複数の問題事例**が報告。

調査で報告された事例類型

1. **秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引**を強要される。
2. 営業秘密である**ノウハウの開示等を強要**される。
3. ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる。
4. 無償の技術指導・試作品製造等を強要される。
5. 著しく均衡を失した**名ばかりの共同研究開発契約の締結**を強いられる。
6. 出願に干渉される。
7. 知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される。
8. **知財訴訟等のリスク**を転嫁される。



中小企業庁にて、契約にかかるガイドラインや契約雛形等の作成も 念頭に知的財産取引検討会を設置

第1回 現状と課題の整理【7月22日（水）】

1. 現状の整理（問題提起・問題意識の共有）
2. 既存の行政事業についての理解

第2回 中小企業等ヒアリングの紹介・検討 【7月31日（金）】

1. 中小企業の生声の紹介の提示・検討
2. 中小企業へのヒアリング

第3回 議論の方向性の確認【8月20日（木）】

1. 問題事例の整理及びガイドライン・契約書ひな形の方向性についての提示・検討

第4回 ガイドライン・ひな形の提示・検討【9月24日（木）】

1. ガイドライン骨子（案）、各種契約ひな形（案）の提示・検討、各種契約書（案）の解説の提示
契約書ひな形の利用場面についての整理（案）の提示

第5回 中小企業における知財活用方策について 【11月26日（木）】

1. **ガイドライン、契約書ひな形・解説資料の最終承認**
2. 外部専門人材の不足解消に向けた方策検討
3. 中小企業における知財重要性の認識向上に向けた方策検討（ツールとして普及啓発資料の作成を含む）

第6回 知財の重要性の認識向上の検討 【12月23日（水）】

1. 中小企業における知財の重要性の認識向上に係る普及支援策の検討

『今後の予定』

◇第7回 1月29日（金） 16:00～18:00
経済産業省別館 2階238会議室・Skype会議

◇第8回 2月17日（水） 10:00～12:00
経済産業省別館 2階227会議室・Skype会議

知的財産取引検討会の構成委員（本日のメンバーは全員参加）

構成委員

<教授>（1名）

- ・ 寺岡 寛 中京大学経営学部 教授【座長】

<弁護士>（2名）

- ・ 知念 芳文 メリットパートナーズ法律事務所
- ・ 名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同

<弁理士>（2名）

- ・ 坂本 智弘 特許業務法人サカモト・アンド・パートナーズ
所長弁理士
- ・ 林 カー 東京知財経営コンサルティング 代表弁理士

<大企業>（2名）※知財協から紹介

- ・ 別宮 智徳 日産自動車株式会社 知的財産部長
- ・ 近藤 敦夫 パナソニックIPマネジメント株式会社 取締役

<中小企業>（4名）

- ・ 内原 康雄 株式会社NCネットワーク 代表取締役
- ・ 渡邊 大知 株式会社JMC 代表取締役社長
- ・ 関根 重信 有限会社ナプラ 取締役
- ・ 浜野 慶一 株式会社浜野製作所 代表取締役CEO

<支援機関>（1名）

- ・ 古川 忠彦 アルパーコンサルティング株式会社
代表取締役

<オブザーバー>（2名）

- ・ 及川 勝 全国中小企業団体中央会 事務局長
- ・ 山内 清行 日本商工会議所 産業政策第一部長

<プレゼンター（第二回）>

- ・ 大坪 正人 株式会社由紀精密 代表取締役社長

<関係省庁等>

- ・ 公正取引委員会 取引部 企業取引課長
- ・ 総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課長
- ・ 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室長
- ・ 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
- ・ 特許庁 中小企業知財戦略支援総合調整官
- ・ 特許庁 総務部 普及支援課

<事務局>

- ・ 中小企業庁 事業環境部 取引課
- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

（氏名 敬称略）

提言：知的財産について意識した取引をしていますか？

1. 取引の可能性について検討する！

情報交換、取引の可能性を検討する段階から自社のコアな強みを守る！

秘密保持契約書

2. 両当事者が技術・ノウハウを出し合って技術課題を解決する！

両当事者がお互いの技術やノウハウを出し合って研究開発を行う！

共同開発契約書

3. もっぱら自社の技術・ノウハウを頼られて開発自体を請け負う！

自社の技術・ノウハウを頼られて開発を請け負う際に、知的財産の取扱いを決める！

知的財産権の取扱い
に関する契約書
(開発委託)

4. 相手の仕様に従い、製造を請け負います！

相手の仕様に従い、製品の製造を請け負う際、知的財産の取扱いを決める！

知的財産権の取扱い
に関する契約書
(製造委託)

本取引検討会の議論から見えてきたこと

オープンイノベーションの進展 ⇒ 中小企業側の技術ノウハウを活用した共同研究が増大

- 従来の製造委託要素を念頭においた契約（大企業が提示する「取引基本契約」）では、研究開発部分の扱いが不十分なことが多い。
→ 製造委託契約、研究開発委託契約、共同開発契約の3類型の雛形を提示
- ノウハウとして単独で守るべきものと知的財産として守るものの線引きの重要性
→ 具体的な情報交換に入る前の秘密保持契約の重要性
- もともと双方が持っていた技術ノウハウの保護の重要性
→ NDAに位置づける秘密の範囲をどう定義するか。

 本議論は、オープンイノベーションが進展する中で、大企業と中小企業の間
の取引のみならず、すべての企業間取引共通の課題

本日の議論

① オープンクローズ戦略（ノウハウとして守るべきものと特許化することで守るものの線引き／共同開発等において、自己に専属させるべきものとそれ以外の線引き）について

② NDAにおけるコンタミネーションリスク ～守秘義務を負うべきでない情報とは

③ 共同研究開発における情報の取り扱い ～コンタミネーションリスク回避の具体策